

稲作構造改革促進交付金（継続）

【稲作構造改革促進交付金 218（324）億円】

対策のポイント

水田・畑作経営所得安定対策に加入していない者を対象として、生産調整のメリット措置を講じます。

（稲作構造改革促進交付金とは）

平成19年産から、米を含めた水田・畑作経営所得安定対策が導入されたことに伴い、また、新たな需給調整システムへ移行したことを踏まえ、当面の措置として、需要に応じた米の生産を行う担い手以外の者を対象に生産調整のメリット措置を講じるものです。

政策目標

平成22年度の「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、水田農業の構造改革を推進

<内容>

1. 事業の概要

- ・ 生産調整に取り組む担い手以外の生産者に対し、米の価格下落等の影響を緩和するための補てんを行います。また、担い手への集積を行う場合には補てんに加算を行います。（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業）
- ・ 地域であらかじめ取り決めることにより、産地づくり交付金への財源の融通が可能です。（産地づくり特別加算事業）
- ・ 財源の一部については、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用することが可能です。（流通改善対策促進事業）

2. 稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業

米の価格下落等の影響を緩和するため、生産者に対して、あらかじめ地域協議会ごとに設定した助成単価による補てんを行います。

（注1）水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）の補てん水準（減収の6割7分5厘）を超えないよう措置。

（注2）補てん後に交付金が残った場合、翌年度以降の補てんに上乗せして使用することはできない。

(1) 助成対象者

生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。（ただし、水田畑作経営所得安定対策の加入者を除きます。）

(2) 助成単価等

地域協議会は、都道府県協議会からの配分額、助成対象見込面積等を勘案の上、あらかじめ10a当たりの助成予定単価（基本部分、担い手集積加算）を決定します。

(3) 担い手集積加算

地域協議会は、あらかじめ対象とされた水田が、2年以内に、品目横断的経営安定対策の加入者に集積された場合、補てん金に加算を行います。

3. 産地づくり特別加算事業

地域協議会の判断により、稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業の財源を産地づくり特別加算事業として活用することを通じて、産地づくり交付金への財源の融通を可能としています。

(注) 産地づくり交付金から稲作構造改革促進交付金への融通はできない。

4. 流通改善対策促進事業

稲作構造改革促進事業の財源の一部については、都道府県段階の判断を踏まえ、翌年の生産調整の自主的な拡大を前提に、持越在庫の保管経費等への支援に活用することを可能としています。

(1) 支援対象

産地の翌年秋（10月頃）の未契約分の米穀

(2) 支援単価

上限 4,000円/ト

5. 事業実施主体

都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

6. 事業実施期間

平成19年度～21年度

【交付率：定 額】

【稲作構造改革促進交付金 21,760（32,444）百万円】

[担当課：総合食料局食糧部計画課（03-6744-2069（直））]